

多摩区民祭補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民一人ひとりを担い手として実施される多摩区民祭を主催する多摩区民祭実行委員会に対し、心温かい地域コミュニティを作り、暮らしやすい快適なまちづくりを推進し、多摩区の活性化、発展に寄与することを目的に補助金を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業及び交付制限額)

第2条 この要綱において補助金とは、次に掲げる事業に対し市長が交付するものをいう。

- (1) 区民祭の周知を図るために要する事業
- (2) 会場の設営、運営に要する事業
- (3) イベント実施に要する事業

2 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第3条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者氏名
- (2) 事業等の目的及び内容
- (3) 事業等の経費の配分及び使用方法、事業等の完了の予定日その他事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 事業等に関わる収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助決定及び決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を実行委員会に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助決定に当たり必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助金を一括で交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 役員の中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が含まれていることが判明したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (5) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第8条 実行委員会は、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第9条 実行委員会は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書を書面により市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書は、年度末までに提出する。
- 3 実行委員会は、収支計算により剰余金が生じた場合は、補助金の差額を返還するものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、多摩区長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和7年8月1日から施行する。